## 平成28年度霞ヶ浦学 特別講座 前期 結果報告

実施日時: 平成28年7月6日(日)13:30-15:00

場所:霞ケ浦環境科学センター多目的ホール

講師:星野博史(茨城県生活環境部環境対策課) 小川邦彦(茨城県生活環境部環境対策課)

参加者数: 60名

## テーマ:「霞ヶ浦の環境法令」星野博史講師

要旨: 霞ヶ浦に係わる法令はいろいろありますが、今回は水質保全に関係する法令について説明します。 環境基本法では河川や湖沼等の環境基準について規定されています。水質汚濁防止法は主に事業場の排水 規制について定めています。茨城県では「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」、「茨城県生活 環境の保全等に関する条例」、さらに霞ヶ浦水域のみが対象となる「茨城県霞ケ浦水質保全条例」を制定し ています。また県では湖沼水質保全特別措置法に基づき「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」を策定してい ます。

環境基本法に基づき定められた環境基準については、水道水源である霞ヶ浦は湖沼 A 類型に分類され、また COD、全窒素、全りんの基準が設定され、環境基準点(湖内 8 地点、流入河川 24 地点)で水質の常時監視を行っています。茨城県内の公共水域における環境基準の達成率は河川では 80%前後ですが、湖沼では未達成となっています。

水質汚濁防止法は主に事業場からの排出水を規制するもので、違反時の罰則や改善命令等の規定があります。この法律に規定された 103 種類の特定施設は、届出の義務と排出水量に応じた排水基準の遵守義務があります。排水基準として有害物質や生活環境項目について数値が設定され、茨城県の条例では、霞ヶ浦水域では排出水量 10m³/日以上の事業場について、生活環境項目を対象としたより厳しい上乗せ排水基準が適用されます。霞ヶ浦水質保全条例では、排出水の全窒素、全りんについても、上乗せ排水基準が設定されています。法や条例に基づく特定事業場は、排出水について自己測定の義務と、排水基準等に係る違反時の罰則規定があります。また、排出水量 10m³/日以下の小規模事業場についても、排水規制があります。茨城県では特定事業場に対し、立入検査及び排出水の水質検査を行っており、基準超過事業場に対しては、水質改善の指導を実施しています。

霞ヶ浦への汚濁負荷割合を見ると、CODでは生活排水、全窒素では畜産、全リンでは生活排水の各割合が高くなっています。また、茨城県霞ケ浦水質保全条例では、高度処理型浄化槽の設置促進など生活排水対策にも重点を置いていますが、りんを含む家庭用合成洗剤の使用と販売の禁止、農業における適正施肥、畜産業における家畜排泄物の適正処理、魚類養殖の適正管理等についても規定されております。

## テーマ: 「森林湖沼環境税を活用した水質保全対策について」 小川邦彦講師

要旨:茨城県の森林湖沼環境税は「県北地域や筑波山周辺などの森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼,河川などの自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐ」ことを目的に平成20年に5年間を期限として導入され、その後成果等を評価し、平成29年度まで5年間延長されました。

この税は、森林の保全・整備に関する事業と湖沼・河川の水質保全に関する事業におよそ半分ずつ充当さ

れ,森林の保全・整備に関する事業は主に間伐や平地林整備,県産材の利活用の促進,林業体験学習の実施,筑波山ブナ林保護対策事業などに活用されています。

湖沼・河川の水質保全に関する事業は、霞ヶ浦の水質改善に重点が置かれており、生活排水などの汚濁 負荷量の削減に関する事業、農地からの流出水への対策に関する事業、県民参加による水質保全活動の推 進に関する事業、水辺環境の保全に関する事業の4つの柱で事業を行っています。

生活排水などの汚濁負荷量の削減に関する事業では、霞ケ浦水質保全条例で設置を義務づけられている 高度処理型浄化槽の設置に対し補助を行う事業や、下水道や農業集落排水施設への接続を支援する事業、 家畜排せつ物の燃料化やセメント原料化の畜産バイオマス燃料化推進モデル事業、堆肥を霞ヶ浦流域外へ も流通させる良質堆肥広域流通促進事業、水質保全相談指導員を雇用し小規模事業場を含む工場・事業場 への指導を強化する点源負荷削減対策事業等を行っています。

農地からの流出水への対策に関する事業では、農業排水をかんがい用水として再利用する循環かんがい 施設の整備を行っています。

県民参加による水質保全活動の推進に関する事業として、市民団体が行う水辺清掃や水環境学習活動への補助や、霞ヶ浦を船上から体験することができる霞ヶ浦湖上体験スクールを実施し、県民意識の醸成を図っております。

水辺環境の保全に関する事業としては、土浦港内の湖水のりん削減のため湖水を直接浄化する実証試験を行う霞ヶ浦直接浄化実証実験や、霞ケ浦環境科学センターにおいて霞ヶ浦の水質環境改善のための調査研究等を行っております。

森林湖沼環境税を財源としたこれらの事業により、平成 27 年度はCODが 46.6トン、平均的な家庭の年間排出量に換算して 6、700 世帯分を削減することができました。